

任意継続の手続きについて

生長会健康保険組合
(問合せ先：0725-46-7710)

1. 申請手続き

- (1) 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に記入のうえ当健康保険組合へご提出ください。
- (2) 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」の提出期限は「資格喪失後20日以内(健保必着)」です。
(期限を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。)
- (3) 被扶養者の認定が必要な場合は、次の書類を添付してください。
- ・「健康保険被扶養者(異動)届」、「扶養認定に係る申立書」、「世帯全員の住民票」、「収入が証明できるもの(18歳以上の対象者)」
- ※上記以外に追加で証明書等の提出をお願いする場合があります。
- ※「健康保険被扶養者(異動)届」〈記号〉・〈番号〉・〈資格取得の年月日〉・〈事業主〉の欄は記入の必要はありません。

(注) 在職時の健康保険証(令和7年12月1日まで)・資格確認書は退職後ご使用になれませんので、資格喪失後速やかに事業所または当健康保険組合にご返還ください。

2. 加入期間および資格喪失

任意継続の加入期間は、2年間です。次の場合に資格を喪失します。

- ①被保険者となってから2年が経過したとき。
- ②被保険者が死亡したとき。
- ③再就職し、勤務先の健康保険に加入したとき。
- ④保険料の納付期日までに保険料を納めないとき。
- ⑤被保険者資格の喪失を申し出たとき。

3. 保険料額および納付方法

- (1) 保険料額は、退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額を比べ、低い方の報酬月額に保険料率をかけて算出します。
- また、事業主(会社)負担がなくなりますので、全額自己負担になります。
- 40歳から64歳までの方は健康保険料に介護保険料を加えた額となります。
- (注) 前年の収入が少なくなくても、保険料額は変わりません。
- (2) 初回保険料は納付書記載の納付期日までにお振込みください。
- (注) 納付期日までに納付されなかった場合、申請がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- (注) 保険料の納付期限は毎月10日(10日が金融機関が休日の場合は翌営業日)までです。納付期日までに納付がない場合は、資格喪失となりますのでご注意ください。
- (3) 2回目以降の保険料について、半期ごとまたは年度ごとに前納することができます。前納を希望される方は、資格取得申請時に申し出てください。

【ご参考】

健康保険料は国民健康保険に加入したほうが安い場合がありますので、お住いの市区町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせください。